

○成瀬權治君 恩恵でもない。それから既得権でもない。そうしますと、その解釈というものが非常にむずかしい。既得権の回復というようになるとなれば、或いは政令によるところの権限を失つて、これ以外にもたくさんあると思うけれども、私はこの既得権の回復であると言ふことは非常に困る。回復であると言ふことは、それで恩恵であると言ふべきではない。そこで一つの責任を恩給のほうの特例審議会の建議案に、今の御答弁によると、責任を転嫁されているように私は思うわけですから、もう一度何故復活をしたのかということについて、すみやかに御答弁を伺いたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは私のお答の仕様が悪かつたかも知れませんが、恩給特例審議会に責任を転嫁するといふ考えは少しもございません。ただ政府の立場にないこの事情によつて、一応構想を練つてもらう必要があつたので、その建議を待つたのでございます。それに基いて作つた旧軍人恩給法案といふようなものにつきました。政府は全幅の責任を持つて参るつもりであります。

○成瀬權治君 只今の御答弁では、私は次へ進むといふことは了承したと、こうお考えになると思ふけれども、その御答弁によつては、まだわからないんです。実際政府としてもお困りだらうと思ふから、それは追及もせまいわけでございますが、私はやはりこうしたい問題は、何故やるかという私は目的は、いつかの機会にはつきりしてもらいたい。巷間伝えられるところの、一つの声が大きかつたから、それを聞く

といふふうになつても、私はまずいと思ひますし、或いはこれが再軍備に繋がるものではないかというふうな疑いを持たれてもまずいと思ひます。私はやはりこういう問題については正確に何故こういふことをするといふ私は目的をはつきりしてやらなければならぬ問題だと考えます。

次にお尋ねしたいのは、軍人恩給の復活をするには、直接戦争の責任を軍人に負いかねるものもある。そういうことを言うなら、一つの恩給法改正の提案理由に、私は挙げられると思ふ。前の方にそういうものが書かれてある。そうしますと、今度の戦争に赤紙で行かれた人たちが、或いは応召された人たちが、それは大変お気の毒だと思ふ。それと同時に国家総動員法に基いて徴用された人があるわけですから、こういう人たちは、片方は赤紙で来た場合に、拒否すればこれは罰則がついていゝ。片方もやはり青紙の来た人も拒否すればやはり罰則がついていゝ。そうしますと、片方の赤紙の来た人たちに對しましては、曾つて軍人恩給といふものがあつたから、これを復活するのだといふ私は理由にはならないと思ふ。青紙で来た者にも、何ら差は見られない。赤紙だけを、旧軍人とか、或いは軍風といふような嗜好でこれが認められた点が、どうも納得が行かないわけですから、やはりこういう差をつけられるのは私はおかしいのじやないか。私に言わせれば、今次戦争におけるこの災害といふものは、単に軍人や軍風、ここに書いてあるところの恩給の復活を受ける人や、或いは援護法の適用を受ける人ただけじやない。そういう人たちに對して、ここでは措置

を取られなくても、今後どういふ対策を持つておられるか。或いはどういふふうな救つて行こうとされるのか。それとも差があるのは、これは止むを得ない。そういうものは国家財政上も見殺したと、こういう考えなのか。今後政府はこうしたものに対する施策をどうしようと考えておいでになるのか承りたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) この場合は、旧軍人の恩給を考へてやつていゝのであります。それとバランスが取れない問題は私ないであらうと考へます。今お話になりました国家総動員法に基く徴用者等の遺族と申しますか、そういうものについては、これはこの軍人恩給法とは別に政府としてできるだけの援護をすることが必要であらうと考へますけれども、これは、これとは別問題だと考へます。

○成瀬權治君 だから別問題だから政府は、今後こういう問題をどうしようとしていゝのか。例えば人事院が新しく私は恩給制度に對するところの勸告をしなければならぬ義務が国家公務員法の百八条において持たされていゝ。ですから私は人事院において、速く政府は督促されて、そういうものについて新しい恩給法なら新しい恩給法といふものをやらせるとか、そういうことでは救われぬ。徴用者は、そうするならばそういう軍人と切り離さなければならぬと思ひますから、旧軍人、軍風関係のもの、或いは国家総動員法に基いて行かれた人たちの一つの立法措置を一つグループを作つて、そういうものを受けられるところの法案を考へるとか、今言う国家公務員並びに地方公務員と一つの新しい

いそういつたものを考へて行くといふような私は何かの構想が政府に持たれておらなくちやならぬのです。対策といふものが、基本的なものは考へておらなくちやならぬと思ふから、そういう点で先ほど私は質問申したので。何とかしなくちやならぬが、別な問題だ。こうおつしやるだけでは私は納得が行かないわけですから。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは、厚生省関係においていゝ研究していゝと思ひますが、まだこの軍人恩給と併行して完全なものになつていゝと考へます。それについては無論國家としては十分の措置を財政の許す限り考へて行くべきだと考へておられます。

○成瀬權治君 厚生省で考へていゝといふのは、それは私はわかりません。一つの社会保障制度の一環として大きくやらなくちやならぬといふことは、十分考へられることはわかるわけですから。併し私は国家公務員法という法律がある。その百八条に基いていゝことが、どういふしなければならぬといふことが書いてある。それは百八条の三項に「恩給制度は、健全な保険数理を基礎として計画され、人事院によつて運用されるものでなければならぬ。」第四項には、「人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行なひ、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬ。」というふうなことが、当然新しい恩給法といふものが生れて来なくちやならぬ。政府はその人事院なら人事院にやらせる義務と責任がある。そうすれば非常に新しい今の度の国家公務員並びに地方公務員に對するところの、或いは公共企業に對

する恩給制度といふものが持たれると思ふ。そうした場合には私は単に旧軍人や軍風だけでなくて、青紙で行つた人や、或いは在外資産の問題もあれば、いろいろ問題がある。そういうものは別途に立法上一つやるというふうな方針が、政府の方針として、ただ厚生省で考へていゝことだけじやいゝかと思ふ。もう少し私は副總理としての責任のあるところを伺いたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 恩給法の根本的の改訂につきましては、かねて人事院で研究いたしてゐるのでございませう。最近督促はいたしておりますけれども、それはやつておられます。

○成瀬權治君 ただやつていゝといふだけじやなくて、私が聞きたいのは、副總理の緒方さんにお聞きしたいのは、とにかく今度のこの恩給法の一部改正では、本當にこういう措置によりまして救われる人は非常に僅かしかない。だからそういう他の救われぬ人たちが、そういうものに対しては、どういふふうに対策を講ぜられていゝか。対策は立てられるのか。それは厚生省でやつていゝのだ。これじや、私は話にはならぬと思ふ。もう少しこういう人たちに對して、少なくとも立法措置としてどうやたら、こういう人たちが救われるのかという基本的な考へなり、一つの新しい法律が生れて来なくちやならぬ。こういう恩給法の一部改正で軍人も文官もごつちやにしたやうなものは不自然である。不自然であるといふことは、あなたのほうもよくお認めになつていゝと思ふ。だからこういふものをどうするかといふことについて、もう少し私はお考へを伺いたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 御意見のあるところはよく伺つて、政府の施策を急ぎます。

○成瀬權治君 そういふふうにおつしやるけれども、これはのれんに腕押しで私も止むを得ないわけですから、この間の公職会におきましても未高さん指摘されたように、軍人恩給の復活という点について、そのことのみを考へることにおいて反対する。もつと広い面で戦争の被害者というやうなものを救わなくちやいかんのじやないかという私は御意見のようには拝聴してゐるわけだ。

ですから政府としても、そこまで手が廻らないというならわかるけれども、今後どうやって行くのだという大筋の目標を与えて頂かなければ、ここで青紙でとられた人や、或いは挺身隊で行かれた人や、或いは戦災者や、或いは在外資産、いろいろ人たちの私は不平不満として声が起きて来ると思ふのです。ですからそういう人たちに、少くとも明るい見通しのつくやうなことをされるのが私は政府の責任だと思ふのです。ですから、もう少し私は、御意見のあるところは承つてよく研究しますなどとおつしやらずに、もうこんなことは研究されて然るべきだと思ふ。はつきり結論が出ておらなくちやいかんと、こう思ひますから、もう一度私は重ねて御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 先ほど申し上げた通りであります。

○成瀬權治君 それでは、これは本当にのれんに腕押しの問題で、私は次に移りたいと思ひますが、これは或いは緒方さんでなくて、三橋さんにお答え

願つても差支えないわけですが、旧軍人関係の失格者が大体百四十万出るわけだ。これは連続七年以上でなければ、一時賜金も頂けないことになつておりますから、大体百四十万と伺つておるのです。その打切り理由が、財政的に非常に困難であるということ、事務的にこれが困難であるということ、この二点に実は理由が挙げられておるわけですが、この間の公職会におきましてNHKの斎藤さんという方がおつしやつた意見を加味しつゝお聞きするわけですが、大体戦前においては恩給の全体が、国家総予算の七五%に當つておる。これが今度は六%に相当して来る。これを今度平年度の五百七十七億に膨らみ上つたのを予想すると六%に上つて来る。そうしてそれを一人当りにしますと六百八十円の負担になる。こういうふうに言つておられる。

そこで私は、財政的にこのくらいならば出していい。やはり六百八十円の恩給負担にしても差支えないのだ。こういうふうなめどを抑えられる。そのめどを抑えられるとするならば、その抑えられた私はその理由をお聞きしたい。国民一人当りの所得から申しまして、このくらいのもは恩給に出しても差支えないではないかという、そういう基本的な、財政面から出せないとおつしやるなら、これ以上出したらやつていけない。こゝまでは堪え得るのだと言われるならば、その堪え得るとされた理由をお聞きしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは、旧恩給法がそのまま実施されますと千三、四百億になるのではないかと思ひますが、又審議会の建議のままでも相当大きくなります。そこで大体今の一人

頭六百何円という数字をお挙げになりましたが、これは二十八年年度の予算を組むに當りまして、財源の点が一番強く原因をなしておるのであります。それ以上に特別の理由はないのでございませう。今の最初にお挙げになつた調べたといふこと、財源の点でありまして、四百五十万といふ数字は、殆んど財源の点から参つております。

○成瀬權治君 科学的な根拠というものを示さずに、大体腰だめの数字が出て来たと思ふのです。だから旧軍人軍属関係の中においても、私はいろいろの不平等といふものがあると思ふ。こういうときに打切るのだ。こういうところを線を引きするならば、やはり腰だめの数字でなくて、私は一つの科学的な数字を示されるのが、今の政治の不平等を起させないといふ、政治の賢明なやり方だと思ふのです。私はただ財源がなかつたとか、その財源はどうだと言へば、今度いろいろとやつて見たら行政事務の打切りの費用だけでも百一億といふ金が出て来ている。それを自由党と改進黨とにおいて共同して予算修正などをなされておる財源というやうなものは、本當に私は真剣に、こういう人たちを見てやらないければならぬといふ親心があつたならば、財源がないといふことは、それは一言には言えるかも知れないけれども、私は少し不親切なことだと思ふ。だからこれは、今後こういつた問題については、もう少し科学的な基礎に立つて、かく／＼によつて打切つたのだといふことを私は説明して頂かないければ、何としても不平不満の声を抑えつけることはできないであらう。

こういうことを申し上げまして、次に伺いたい点は、これに絡み合つて事務的に処理が困難だからというところは、それは私は敗戦のときにすべての書類を焼いてしまつたので困難だからでないのだ。こういうことは私に言わすならば、これは一つの言ひ方だと思ふ。本當にやるならば、私は俯つて来た人なり、或いはその近くに生存者もいるだらうし、私は調査する気があるならば、これは調査できると思ふ。やる気があるならば私は不可能じやないと思ふ。そういう点についてどういふふうにお考えになつておるか。本當にできないのか。事務的にできないのか。不可能だ、こうお考えになつておるか。まあ今度人員を八十名増やして置から、これだけの恩給局の員数であるから、仕事はこの位である。こういう大難な言ひ分なのか。そのへんも私は一つ伺いたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) この法の立つて方は、先ほど御質問にもちよつと申上げて置いたのでありますが、法の立て方は、これは科学的でなければなりませんが、私は今日の軍人恩給といふものは、これは一種特殊な問題でありまして、それにはこの財政面が相当強く働いてゐないのじやないか。その点は科学的でない、腰だめではないかといふことでありますが、腰だめでも仕様がなないじやないかと考えております。

それから今の事務的にできんというやうなこと、やればできるのじやないかと、私が聞いてゐるのは、殆んど書類がない。その書類のあるものを拾い上げるによつて、非常に不公平になるということ、それから先ず陸

海軍関係の人の発言をどこまで重んじていいかということも問題かも知れませんが、そういう人のなにも、大体七年でいいといふやうな結論になつておるやうですから、それを政府としてとり上げたわけでありませう。

○成瀬權治君 まあ矛盾点を突き上げれば、これは限りのない話だと思ひますが、この間の公職会によりまして、東京新聞の及川さんなどは、一つの過渡的な案としてこれについて賛成するといふ賛成意見を述べられた。政府もこれは、この法律はこれで満足なものだとは考へておらないわけでありませう。そこで次期どういふやうな恰好で改正をするとか、或いは近いうちに改正をする、そういうやうな準備と申しますか、そういう下心をお持ちになつておるかどうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今の及川という人が、どういふ意味で過渡的だと言つたか、それは私にはわかりませんが、政府のこの恩給に対する考へは、これを過渡的なものと考へておりません。問しましたことと、あなたのおつしやることは答弁としては一致してゐると思ひますが、及川さんの言われたのは、基本的には旧武官であるといふやうなものと一緒にしてはいかん。そういうものは恩給といふものが否定されるわけだ。ただどういふ人たちが非常にお気の毒であるから、生活に困つてゐるから認めてやれ。こういう考へ方でありました。あの人の考へ方は、農民も一緒につけていいじやないか、そういうやうな考へのように承りまして、次に附則第四条によりまして、現行

法の三十八条の四です。加算というものが全部打ち切りになつてしまふのです。これは文官関係ですが、打ち切りになつてしまつてゐるのですが、これについて、いろいろなおかたの御意見などを伺つてみます。調整号俸などによりまして上げておるところもあるわけですが、それかと言つて上げてないところもある。政府としましては、附則第四条によりまして加算の打ち切りをしてしまつた。これだけでも十分だ。今まで三十八条の四によりまして、加算の付いておつた人々をもう考慮する必要はないのだ。こういうふうにお考えになつておられるのか。例えば国鉄に対しては、機関車の人たちがお気の毒であるから、これを何とかしなければならぬ。それには一つ予算総則などにおいて、もうちよつと考慮を払うとか、職階において考慮するという意味において、予算を考慮する、結核或いは喉頭結核或いは癩、そういうようなところにお勤めになる人たちは、どうこうせなくちやならぬ。こういうようなことについてお考えになつてゐるかどうかという点をお伺ひいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 加算を審議会の構想がどうして取入れなかつたかという点については、あとで恩給局長から答えてもらいたいと思ひますが、この恩給法自体が、旧軍人から見ても決して十分なものではないと思ひます。その場合にこの恩給法が仮に成立したとしても、軍人遺家族なんかの生活はなかく十分救われるものではないので、相当悲惨なものであらうと考えます。そういうものに比較しまして、同じ軍人関係の比較をしまして、加算は特別のもの以外はなくとも

いいだらうということなのであります。

○成瀬權治君 私には教員の場合に例を取りますが、教員というものは加給が十七年以上の場合、小中学校におきましては百五十分の一、加算になつておる。それから高等学校におきましては三百分の一、加算になつておる。これは一つの職業病と言つたような結核にかかる率が非常に多い。そこで一つこのいつたようなものを付けて置く。いやないか。それに対して今度ペースは一本になつてしまつた、こういうところを、もうこういう官庁に勤めておる人、そういうところを勤めておるものと、同じである。こうなると私は、前は或いは俸給に差があつたのだということになると思ひますけれども、私はやはり一つのそういう科学的に調査されるならば、一つの国民病とはいふものの、結核にかかるとは、或いは今いう職務の人たちに多い、或いは今言つたような結核であるとか、癩であるとか、本当に自分の身をなげうつて献身的にやられようとするところの人に対して、もう十分手当ができてゐるから、それで差支えないのだという意味で私は加算加給の打ち切りをされるという点は、遺憾だと思ひます。或いは軍人恩給のほうを切つて来たから、これも打ち切りなければならぬという考え方は私はいかんと思ひます。若しそういうものとして合せる必要があつて打ち切つたとするならば、今まで現に調整号俸で二号乃至六号上つておる。それ十分だ。こういうふうには素気なくお断りになるのでなくして、そういうふうなところは、やはり若干調整号俸なり何なりにおいてみてやる。こう

いうふうに出るのが本当だと思ひますが、どうでございましょうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 大体におきまして、今度の軍人恩給というものは、遺族それから傷病者それから老齢軍人、こういうものの生活を恩給法の復元によつてよくして行こうというところと、なつておる。そういう意味から加算の問題は、それに比べればあと廻しにしてもいいやないかという考へ方です。極めて大體なものであります。

○成瀬權治君 ちよつと最後のところを、わかつてなかつたのですが……

○國務大臣(緒方竹虎君) さつき申上げたと同じようなことですが、今度の軍人恩給の建前が、そういう方面をよんで、あつたという考へ方でありまして、あつたという考へ方は、私もよくわかりませんけれども、かなり無理のあるものじやないかと思ひますが、それをするには、遺族の生活等を見れば、まあバランスはいいものじやないかという気がしてゐるのです。

○成瀬權治君 これは副総理も、私は時間をお急ぎだろと思つておりますから、三橋さんと一緒に聞きます。副総理も答弁されるし、いろんなことになつておるわけですが、今のあんな答弁は、私が聞いておるのと全然別なことになるです。

○國務大臣(緒方竹虎君) どことが違ふのですか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の成瀬委員の御質問は、現に加算をつけられておるものと、一般公務員につきましては、加算をとるやうにした場合において、は、在職中の今の俸給を少し割りよくするやうなことに、政府は考へてゐるか。こういうやうなことに、つ

いての御質問じやないかと思ひるのでございます。

ところで俸給の性格につきまして、一般職の職員の手給に関する法律の第四条にはつきり書いてあるところがございます。それでこの第四条の俸給に關するところの規定、この規定の趣旨によつて、各職場に働く公務員の俸給というものを私にきめられておると思ふのであります。従いましてその職場に働くところの公務員の俸給が、恩給がついておるから特にこれを考慮されて低くなつてゐるとか、或いは又その恩給を考へて高くするとか、恩給の金額が少いから高くするとか、こういうやうなことが考へられておるとするならば、その他の勤務条件を考慮して云々ということ、第四条に書いてありますが、その中にも恩給云々といふことが入つて来なければいけないと思ひます。そういうところまでは考へられていないところでございます。

従つて今度加算を廃止しました後におきまして、今まで加算のつけられておつた人の俸給をどういふふうに取り扱ふかという問題は、一にこの第四条の規定によりまして私は考へられて行くべき問題だらうと思ひますので、今私から、或いは又副総理から、この俸給をどういふふうにきめて行くかというところをきめるには、直接その箇に當つておる人事院当局の意見を聞かねばならない。それも聞かないで即答するといふことは適當なことじやないと思つておるところでございます。

○成瀬權治君 まあ三橋さんの御答弁は、私も了承します。併し私は、事務当局としては当然考へあつて然るべきだと思ひます。ところが今言つた

ように一般職員の俸給の細則乃至或いは規則は完全に施行されておるといふ前提に立てば、それで私は一つのその問題は今のうちに発展して来て然るべきだと思ひます。ところが完全に施行されてないとするならば、私はそういう努力をしてもならぬやうな努力を考へてゐるのかどうか。こういう点を私は御質問してゐるのです。

○政府委員(三橋則雄君) 今加算なり或いは加給をつけられておる人々について、今の俸給というものはこの退職後におきまして、そういうやうな加算なり加給のつくやうなことを考へてもなお十分な俸給ではない。こういうやうな考へに立つての議論も、私は一応の議論だと思ひます。それから又一面におきましては、従来におきましては、國家公務員、即ち従来で云へば官吏でございしますが、そういうやうな者の俸給といふものは、いわばフラットのみの一本の俸給制度によつておつたのであります。このことを考へますと、いふと、今日におきましては、少し考へ直していいのじやないか。こういう意見も又出て来るところでございまして、その間をどういふふうに取り扱ひきめて行くか、こういうことがなかく、むずかしい問題じやないかと思ひます。

それで政府の事務当局といたしまして、勿論今成瀬委員の仰せられるごとくには、加算なり加給なりはそのまま従来通りつけて行くことにしたいと、こゝろ思つておつたところでございますが、いろいろな点について考へて、結局圧縮するといふことを考へざるを得ないやうな國家の現状、こういうことを

考えて、恩給制度というものを考えて

見ますというところ、本間にこういふやうなところに勤務されておる人にはお気の毒でございませうけれども、一応御辛抱願えるところとしてはこういふところではなからうかということ、私は指摘したのでございませう。

国家の財政その他において許されることでございませうれば、勿論こういふことは避けたい。こういう気持で私はおります。

○野本品吉君 只今まで成瀬委員からのいふ／＼な質問がありました、別の角度から私はちよつとお聞きしておきたいんですが、今度の恩給法の一部を改正する法律案で加算廃止という一つの原則を立てられたことに對しましては、事情は或る程度わかるのであります。ただその加算廃止事項を機械的に適用するということが結果が、危険業務或いは不健康業務等に從事する公務員の処遇としては當を失すると思われぬ節があるということが、この委員会で屢々問題となつておるわけでありませう。事実だ／＼調べて見ますというところ、これらの人については、仕事の性質上、在職し得る年限が極めて短かい。又退職後の余命が極めて短かい。どういふような事実がだん／＼我々にわかつて来たのであります。こういうやうなことを考へますときに、この委員会といつても、又恩給事務當局といつても、慎重に検討の結果、その事実が認められた場合に、これらの人に対する適正な措置を認められたとするならば、これらの人に対する適正な措置をなさうとするお考えがございませうか。これをお伺いいたします。

○政府委員(三橋則雄君) 適正な措置をする意思があるかどうかという質問でございませうが、それは結局この法案に書いてあります。その取消をして、そうして現行恩給法のようなふうにするというところにする意思があるかどうか。こういうことに附するのではないかと申すのですが、そうでございませうか。

○野本品吉君 私は最初申しましたように、加算廃止の原則をとられたことに對しましては、一応納得することのできるものがある。その機械的な適用が特殊な職務におるものに対する処遇として非常に不利益であり氣の毒だ。こういう事態の存在がこの委員会及び恩給事務當局の研究の結果として認められた場合には、原則は尊重しなすけれども、これらのものに對して適当な措置をお考えにならうとする氣持がございませうか。それをお伺いいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) この恩給法といふことも、いふ／＼な御意見があると思ひます。勿論十分なものではございませう。將來軍人恩給につきまして全般的に言ひまして甚だしく平衡を失しておるものを見出し、した場合に、これは新たな問題として取扱つて無論差支ないと思ひます。

○野本品吉君 大体わかりましたが、それではさういふ事態の存在が確認され、また場合には、親切にお考え下さる御意思があるということに了承してよろしうございませうか。

○政府委員(三橋則雄君) ええ。

○竹下豐次君 先ほど成瀬委員の質問に對しまして緒方さんが、この恩給法を過渡的なものとは政府は考へていな

いとお答えでございました。実はこの委員会におきまして本案を審議しております過程におきまして、私だけである、多数の委員の諸君のお考えである、私は一致した意見であると思つておるものであります。それは今度の恩給法案といふものは相當に暇が多い。完全でない。不公平もある。無理もある。理想的なものでないから、普通の場合であつたならば、もう少しゆつくり期間を置いて慎重に審議してきめなければならぬ案だと、こう思つております。併し何百万、一千万に互る多数の人が首を長くして待つておられる。そういう人たちの氣持を聞きま

すといふと、まあ不十分だけれども、この際とに角その日その日が苦しいのだから、原案のままでも止むを得ないから通してしまふといふやうな切ない希望が出ておられます。私なども氣の毒だと思ひます。少々暇があつても、この際は通して法律が一日も早くできるやうにしなければならぬといふやうに考へておるわけでありませう。いふ／＼結論を採決されるときに、どういふことになるかわかりませんが、私だけはさういふやうに考へております。それにつきましては、私などの希望としては、政府のほうの立場としては、相當に研究もされましてこの案ができておるのでありますから、急速に又ちよつとの間に改正案を出すといふやうなことはお苦しい立場もおありであらうとお察しします。併しどう考へても私は一ときも早くこの改正案を御提出になることが必要だ。こういふふうに思ふのであります。副総理はここにたゞ／＼おいででありませんから、直接お聞きでもありませんけれ

ども、恩給局長は、皆の氣持はよくおわかりのほうであります。恐らく副総理も局長から或る程度お聞きであらうと思ひます。それで過渡的なものとは思われないという言葉を使われましたが、これも言葉の解釈の仕様の言葉でありまして、まあ非常に欠点だからすぐ改めるといふことをおつしやるのも、お立場としても工合悪い点もありますけれども、過渡的でないという言葉をの中に立派にできてゐるのだから、だから今ちよつと改正案を近いうちに出そうといふ考へはないのだといふふうにもとれる言葉なんです。言葉尻をとらまえて私はこれ言ひわけじやありませんけれども、その点を私などの氣持としては、もう少しはつきり、まあ次の国会で間に合ふかどうか、これはわかりませうけれども、できるだけ早く又改正案を出す準備をするとか、足りないところを研究してといふやうなふうのお客でも得ましたならば、この案に不満を抱いておる多数の人たちも、相當に又満足するのじやないか、又私など委員の立場におりするものも、さうしてはいいませう。いい加減と言つては悪いのでございませうけれども、不十分であると思ひながら、そのまゝにいつまでもほつちらかされておいては困るというところは、国会議員として非常な考へなければならぬことだと思つております。その点副総理はどういふふうにお考えでございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府が法案を出しておきながら、これは過渡的なものだと言ふことはできませんけれども、先ほど野本委員の御質問にも答へましたように、社会の情勢もいふ／＼

に動いて参りました。又新たな社会情勢、客観情勢に照し合せて見た場合に、これは余りにも平衡を失しておるといふことを知つた場合には、それはこの法律に限らんかも知れませんが、是正すべきであると思ひますが、これが何か過渡的なもので、すぐにも改正を予想されておるものとはちよつと申上げかねるのでございませう。

○竹下豐次君 重ねてお伺ひいたしますが、いふ／＼具體的問題も出て来ておりました。この委員会でも、局長のほうでも相當にこれは成るほど無理筋があるのではありません。實際は予算四百五十億という制限されてゐるがために、局長のお立場としては、今更これに手をつけるわけに行かないといふやうなお立場があるといふことを私なども想像ができるので、余り無理なことは実は言つてないわけでありませう。恐らく政府のほうでも相當に一時も早くしなければならぬという点をお気付きじやないかと思ひますけれども、もう少しはつきり御答へ願ひませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) まだ三橋局長から、三橋局長もそれは非常なでき損いだと言つたといふところを十分に承つておられますが、国会で御覽になつて、これは非常に不合理であるとか、平衡を失しておるというやうなことがあれば、今度の機会には、できるだけ成るべく早く成立させたいのであります。將來修正することは當然だと思ひます。

○竹下豐次君 局長からも、相當にお話下さつてゐるものだとばかり私思ひ込んでおりましたので申しましたが、

副総理なかくお忙しいのですから、お聞きになる暇もなかつたのだらうと思つておられます。この点はなお三橋さんよくお話し下さいまして、一つできるだけ早い機会に改正に着手して頂くように希望を申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ副総理にお聞きを願つておきたいのでありますが、たびたびの委員会政府当局の、主として三橋局長であります、御答弁を承わつておられますという、四百億の予算にびしやつと制限されておられるのであります、私などから見ると、予算の面から見ても大したことじゃないから、支給するやうな法律にしていいのじゃないかというやうな筋のところがたび／＼ございます。方々にございます。併しどうもそういう場合には、それをやるとするといふと、こつちに工合が悪い。こつちをやろうとすると又こつちに工合が悪いといふやうなことで、事務的にな／＼できない。こういうまあ御答弁を承わつておるのであります。それもまあ私など事務をとつた経験もありまゝから、そのお氣持がわからないわけじゃありませんが、例えば陸海軍にしても、いろいろな加算の問題等についてもな／＼、そう調べるが困難である。通算の問題にしても調べるが困難である。ところが困難ではありますし、うけけれども、立派な証拠を出し得る人がたくさんある。陸軍のほうは書類を焼いてしまつたけれども、海軍のほうは書類がすつかり残つておる。陸軍のほうでも、全部が証明ができないのでなくて、できる部分が相当にある。まあごく地域を広く

するならば、或いはその村の村長とかいうやうな人が証明し得る場合もあるのだ。そういう場合にでも、とに角それを調べることにやつて、手が非常にかかつて、その中にはまあ露骨に言うならば、その申請ができて来ないときまらないうやうなものもあるかのように伺うのであります。それは而も調べられる数のほうが、私などの見込では多いので、調べるのつかない数のほうが少いと想像します。少い数のために、調べるのつかない証を挙げることで、多数の人までも翻られるといふことは、これは非常な不公平なことである。毒なことじゃないか。で、証明のできない人も、実はあの人は証明ができていなくて可哀そうだ。實際言へばあるのだけれどもまああつたことを言う場合もあるといふわけで、気の毒ですけれども、証明がどうしてもできない場合には、これは止むを得ないといふふうな考えなければならぬかも知れませんけれども、はつきり証明のできる場合に、それをできない人のお附合ひをさせる、而もそれが証明のできない人よりもできる人が多い。多数の者が少数の犠牲になるといふやうな考え方は、少し思いやりがなさ過ぎるのじゃないか。私の言うやうにすると、政府のほうは手が要る。併しそういうことに手が要るならば、少々手をお預けしななつて、そこまでやり手をお預けしななるほうがいいのじゃないか。かように私は考へておるわけでありまゝ。こういう点は、三橋さんとはたび／＼意見の交換もいたしました。この席だけで足りませんから、控室などでも長い時間を潰して、いろ／＼御相談した

こともあります。役所の仕事も、事務的にすつかり考へますれば、事務官の立場としてはそのほうが、今政府で考へていらつしやるやうにしたほうが便利であらうと思ひますけれども、もう少しそこを一奮発して、助けられるものはできるだけ助けて行くのだ。その途があるならば、という考へになつて頂くことができないのか。かように考へておるわけでありまゝ。併しそれもありますから、今すぐそれがどうしてもできないとおつしやいますならば、その手続等については行政的に又お考へになることもできるかも知れませんし、或いはその法律の改正を待つて、できるだけ急いで、全体の改正まで待たないで、部分的にでも法律の改正でもせられて、多数の者を潤おし、これは予算の關係もあることであらうでしょうけれども、予算はこの後そう殖えて行くわけでもない。その点をよく御了解願ひたいと思つております。何かお考へがございしたら、一つお答を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(陸方竹虎君) 御意見は十分に承りました。この點を要求だといふ心配は実は持たないものであります。何か制度をきめなす場合には、平衡を失しないやうにすることが一番大切じゃないかと思ひますので、そういう心配を持つのでございします。併しこれは、先ほども申し上げましたやうに、財政の面と睨み合せて、まあ独立の後になるべく早く旧軍人遺族のかたがた、傷病者のかた／＼といふものに恩給を急ぐといふ何から、今のお話のやうな点もあるやうかと思ひます。そういうことについては、又更に研究をよくいたしまして、いろ／＼な角度から見ましてできることはやつて行きたいと思ひます。

○竹下豐次君 不公平の非常にはつきりしたこれは大きな事例、大した数の問題にやありませんけれども、事例を一つ御参考のために申し上げます。或る役所の文官が友達同士が、同じ年数内地で勤続した。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

○竹下豐次君 一つの小さい事例でありますけれども、同じ役所に一緒に役所に就職した。そして二人共十四年内地で官吏をしておつた。文官をしておつた。それが司政官で南洋に行つた。西方共四年ずつ行つた。そして一緒に歸つて来た。その場合に、一人はたゞ／＼元の役所に歸つて来た。一人は歸つて来てから民間に行つた。その場合、政府委員の説明によりますといふと、役所に歸つて来た人はこれは通算して十八年になるから恩給をやるけれども、民間に行つた人はやらない。こういうことになつていふやうなわけでございしますが、これは細かい考へますといふと、方々に不公平な問題が散在しておるやうに思われるのであります。今の問題が非常ににつきりした問題です。誰が考へても、これを公平な処置だと、こういふやうに考へるわけには行かないだらうと思ふのです。何とか、こういふやうな問題をよく御研究下さいまして、できるだけ早く改正に着手して頂きたいと思ひます。

これは副総理から御答弁を求めてい

○成瀬義治君 急いで二点についてお尋ねしたいと思ひます。

先ほど野本委員から、加算加給の打ち切りについて非常に不合理があつたなら、これについて改めるにやぶさかでない。こういうお話がございました。

そこで私は、先ほど加算の加算のことについていろ／＼なことを伺つたのであります。この準用されることの地方公務員である教員などは、實際加算が飛ぶわけですね。それによつて私は片一方の加算加算といふものについて、調整棒でいろ／＼なことをやられておる。併し蒸氣機関手などに

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記をとつて下さい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 先ほど来、成瀬委員からの御意見、野本委員からの御意見、十分に承りましたので、この問題について、ここで十分御満足の行く御返答はできませんけれども、御意見のあるところは政府で篤と研究いたしまして、できるだけだけの措置をいたします。

○成瀬義治君 私は最後に、社会保障制度と絡み合つてお尋ねしたいと思ふのですが、実は同じ軍人であつても、戦死した場合に、例えば大佐の戦死された、或いは大佐或いは曹長といつたような人が戦死した場合、階級によつて、或いは勤続年数によつて同じ曹長なら曹長が、同じ曹長であつても、勤続年数によつて違つて来るわけです。戦死してしまつたその遺族が何故に違つた差別を受けなければならぬのか。こういうようなことについて、やはり同じようにやつたほうがむしろ遺族としては救われるのじやないかという考え方。もう一つは、同じ足をと大佐部から切斷した場合は、大佐の場合と、大佐の場合と曹長の場合とでは非常に差があるわけなので、こういうようなものは、これは増加恩給と違はんわけですが、こういうものはせめて私はすべて同じにやるといふほうがむしろ妥当ではないか。或いは今度の戦争に絡み合ひましても、私はいろいろと犠牲を受けておる人は、単に軍人のみじやないか。多くのことを拾つて行かなければならぬのじやないか。こういうことが絡み合ひますと、いろいろなことがございまして、やれども、指さす方向というものは、や

はり社会保障制度の確立、そういう社会保障制度の一環としてのこういうものを解決して行くのが私は本道だと、こういうふうにお考えなのですが、副総理はどういうふうにお考えになるか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 本道という意味が私にはよくわかりませんが、今の軍人恩給の考え方と社会保障制度の考え方とちよつと違ふように思ひます。将来のことはわかりませんが、社会保障制度を将来だん／＼に厚くして行かなければならぬのは勿論であります。が、今の恩給制度は制度として存続すべきものであると考えております。

○松原一憲君 副総理にこの点だけを私は一口たしかめておきたいと思ふのですが、この軍人恩給の復活に對しては相当異存があつて、参考人などは随分極端な反論を述べておられますけれども、私は一民族が国家を作つて行く上に、自分の國を護る忠節がなくてはならないと思ふ。そういう意味におきまして、曾つての軍閥専横によつて祖國を誤つた元兇までも私はこれを称讃しようというやうな氣は毛頭ありませんけれども、忠誠にして勇敢であり、世界的に傑出した日本の旧軍人を日本民族が獨立したこの際に、いささかなりともこれに報ゆる贈物をしようというこの法律が、私は不足なものではあつても、当然過ぎるほど当然のものであるというのを考えるものであります。が、副総理の御所見どうでしょうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 全然同様な考えを持っております。

○松原一憲君 であるならば、実は加算とか加給とかいう副総理には御了解

ができないかも知れませんが、むずかしい明治維新以来の法律があつて、その法律が國家保障として軍人を戦地に送る一つの支えになつておつたのであります。あとは引受けるという、これが民族の約束であつたのであります。これが今回は不幸にして充たされないのであります。老齢の軍人と傷病軍人と遺族には、とにかく一通りのものが行きますが、それに漏れるところの百數十万があることは、さつき成瀬君が言われる通りであります。これは国力がまだ真に回復しておらないために万やむを得ず落して行くのであつて、誠に氣の毒に堪えない。やがて国力回復の度に從つて、我々は政府と共に考慮しなければならぬものだと思ひますが、この点に對する御所見を伺いた

○國務大臣(緒方竹虎君) 氣持としては、只今松原委員からお話のありました通りであります。が、ただ、今度の軍人恩給の復活が、全然前の軍人恩給、それが続けられるのだというのを基礎の觀念といひますと、今日の國の財政或いは見通し得る近い将来におきましても、なか／＼私は十分なことではないのじやないかと考えておりますので、こういう案が結論として出て参つたわけでございます。

○委員長(小酒井義男君) ほかにございせんか。

それでは副総理に一点お聞きをしておきたいのですが、当委員会が恩給法を審議してゐる過程で、各委員から言われたことに、折角恩給法が施行されるやうになつても、非常に生活に困つておる人が高利で金融を受けるためにこの恩給の殆んどが利子にとられてし

まうというやうな結果をみるのじやないだらうかということが言われておつたのです。何か政府としてもそういう途を一つ救済する金融の方法が必要だと思ふのですが、それをお考えになつて早急に何か対策をお立てになる方針かどうか。この点一点明らかにして頂きたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは本案の提案に當りまして、政府内部の問題になつたところでありまして、何かできるだけ便宜な方法で、且つ恩給の実質を阻害されないやうな方法を立てて行きたいということでは十分研究するつもりであります。

○竹下豐次君 別に繰返してかれこれ面倒くさいことを言ひ必要はありませんが、結局さつき申しました事例は、両方とも十八年に通算すればなるのだ。歸つて来た二人が二人共何と申しますか。復員局と申しますか。あそこでもやんと両方とも名簿に載つておるはずで、それがたゞ／＼一人は歸つて役所に入つた。もとの役所に歸つて来た。一人は民間の人になつたといふことだけで差別待遇をするといふことは、これはどう見ても理窟が通らないのじやないか。恩給の性質というものは、年限を文官は十七年に限られておる。十七年勤続したか否かといふことで問題を解決すべきであつて、歸つて来て民間の人になつたか官庁の人になつたかによつて同じ十八年勤続した者の差別待遇をされるということはこれはどうも不合理が過ぎるのじやないか。こう思ふのですが、ほかとの釣合

いがあるもので許すといふことになると、今までのほうの調べがつかない。こういうやうなこともこの前何

たことがありますがけれども、そこまで行けば、一緒に歸つて来た今私の事例を申しましたその人だつて、はつきりした証明はできないといふことにな

る。何となれば、その人が陸軍の司政官になつておつた。陸軍の司政官といふ名前があつたけれども、やつておるつもりでも、何をしておつたかわからな

いといふことになる。そこで疑ひわけに行かないだらうと思ふ。やはり司政官であつた間は司政官として働いておつたと見なければならぬ。而もそれが歸つて来て十八年たつていたのだ。たゞ／＼民間に行つたら、それにはやらないのだといふことは、どうも私は不合理じやないかと思ふのですが、何かこの際、法律の修正とかいつても容易ではありませんが、行政的の措置でもそのくらしいことはやうまく解釈ができるはずのことじやないかと思ひますが、どうしてもできませんか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の竹下委員の仰せられますことも一応御尤もだと思つてございまして、今の二つの場合についてお答えいたしますと、終期が、一つの官庁に入られた場合、終期がはつきりしておるわけではございません。それから官庁にお入りにならなかつた、やめられたかたのは、終期がはつきりしておる場合とはつきりしてない場合があるわけではございまして、そこではつきりしておる場合だけを救ふといふことも、たしかに私は一つの御見識だと思ひます。それから又はつきりしておるものとつきりしてないものと、これを全体として考えまして、一応公平な措置のできるように制度を考えて慎重な取扱ひをしなければならぬのじやないかとい

たことがありますがけれども、そこまで行けば、一緒に歸つて来た今私の事例を申しましたその人だつて、はつきりした証明はできないといふことにな

る。何となれば、その人が陸軍の司政官になつておつた。陸軍の司政官といふ名前があつたけれども、やつておるつもりでも、何をしておつたかわからな

いといふことになる。そこで疑ひわけに行かないだらうと思ふ。やはり司政官であつた間は司政官として働いておつたと見なければならぬ。而もそれが歸つて来て十八年たつていたのだ。たゞ／＼民間に行つたら、それにはやらないのだといふことは、どうも私は不合理じやないかと思ふのですが、何かこの際、法律の修正とかいつても容易ではありませんが、行政的の措置でもそのくらしいことはやうまく解釈ができるはずのことじやないかと思ひますが、どうしてもできませんか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の竹下委員の仰せられますことも一応御尤もだと思つてございまして、今の二つの場合についてお答えいたしますと、終期が、一つの官庁に入られた場合、終期がはつきりしておるわけではございません。それから官庁にお入りにならなかつた、やめられたかたのは、終期がはつきりしておる場合とはつきりしてない場合があるわけではございまして、そこではつきりしておる場合だけを救ふといふことも、たしかに私は一つの御見識だと思ひます。それから又はつきりしておるものとつきりしてないものと、これを全体として考えまして、一応公平な措置のできるように制度を考えて慎重な取扱ひをしなければならぬのじやないかとい

たことがありますがけれども、そこまで行けば、一緒に歸つて来た今私の事例を申しましたその人だつて、はつきりした証明はできないといふことにな

る。何となれば、その人が陸軍の司政官になつておつた。陸軍の司政官といふ名前があつたけれども、やつておるつもりでも、何をしておつたかわからな

うことも、当然考えられるのじやないかと思つておるわけでありませう。私たちが今この後者の考え方をとつて来ておるところであります。

なおお考え願ひたいことは、くどくなくようで大変忍縮でありますけれども、一応かかる制度を作る方針をとりまいたいさつを繰返して申上げるようでありますけれども、申上げたいと思ひます。通算の制度というものは時代によりまして、又は公務員の種類によつて違つております。必ずしも昔から今日まで一貫してありません。大正十二年九月以前は不通算が原則でありましたが、例外として旧軍人と文官だけが通算されておりました。警察官とか教育職員の間には、通算されておりました。それから昭和八年九月以前、即ち大正十年から昭和八年九月の間でございしますが、その間は通算が多うございしましたが、教職員と旧軍人の間におきましては、通算はされていなかったものでございします。終戦の当時におきましては、通算は原則的には認められておりましたけれども、経過的には通算をされていないうものもかなり多くあつたのであります。即ち終戦の際の恩給受給者の中におきましては、通算をされないで恩給を給されておつた人もかなりあつたわけでありまして、過去においてそういう取扱がございましたことは、その時代々々におきまして、いろいろの止むを得ない事情があつて、それで、そういうことになつて来たのだらうと思ひます。それで、今竹下委員の仰せられましたこととに、原則としては通算されるようにしてあげたい。こう思つております。それから

ら今度の法案におきましては、公務員の種類によつては区別しないで、勤務の期間によつて一つの制限を設けたのでございします。これを設けるにつつきましてはいろいろの観点から、そうせざるを得なかつたのでございします。先ず第一は、先ほど緒方國務大臣から御説明がございましたように、戦没者遺族、重病者、老齢者というふうな風に重点的に考へて、恩給の措置をする。こういうふうな考へで来たわけです。これは国家の財政とか国民の感情をも考へ、そういうところから、そうせざるを得なかつて来たわけでございます。そういうところから、限られたところの予算の範囲内において、そういうふうな措置をすることにやつて来ると、どうしてもこの恩給の経費を軽減する上での措置を考へなければなりません。経費の軽減の措置を講ずることになつて来ると、どうして若年の短期に在職者に対して恩給を辛抱してもらふような措置をせざるを得なくなつて来ます。それからまた一面におきまして、そういう処置をいたします場合には、人事記録の整備の全きを得ない現状において、公平、正確、迅速に処置のできる範囲のもの、できないものもある場合においては、公平、正確、迅速にできる範囲のもの、できないものをあつて、整理されるものから措置をすること、又止むを得ないのではないかと、そういうふうに考へております。前提はそういうふうなことであります。それから今度は一応軍人は、引続き七年以上在職といたしまして、先般も申上げましたように相当の数になります。引続き七年以上にしませんで、引続き

三年以上といたしましただけでも百八十八万人からの該当者がある。こういうふうな言われております。そこで一応七年以上として生存者の在職年限を限つたのであります。その七年以上と限りました場合、その在職年が文官と軍人だけの場合、文官から軍人になつた場合、軍人から文官になつた場合、いろいろのケースがありますが、それについては一貫した考へ方でもできるのではありませんが、軍人に関する履歴の中には、今竹下委員の仰せられた通り、或る場合にはかかる、或る場合にはかかる、この取扱をきめるに当つては、非常な困つたのであります。いづれにしても終期と始期とについて、公平な取扱のできるものから先ずこの際は拾つて行こう。こういうふうなことを大体の考へ方として考へまして、そこから整備することを考へて参つておる次第であります。

○竹下委員(三權則雄君) 先からたび／＼申しましたように、四百五十億で制限されておるからというところが根本になつておるわけですが、私の言つた事例の場合には、両方やらないといふならばいいのです。これはたゞ／＼役所に歸つて来た人にはやらないけれども、民間に行つた人によらない。同じ十八年勤務しておるのに、これは勤務先だけできまつて十八年と言へば、官吏であつた以上は、それから先にどこに勤務しようと思つた資格に変わるはずの性質のものじやない。片ほうにやつて片ほうにやらない。これはおかしいのであります。これは予算の關係で何も出せないといふならば、文官の今日までの既得権も全部剝奪されても、理窟としては止むを得ないのです。最もいやなことではありますけれども、理窟としては止むを得ないのです。併し今私の言つておることは、明らかに不公平で誰が見ても不公平で、それをほかの事例、わからぬのがあつたからと言つて、そつちのほうに引込んで、立派に復員局の証明ができるものが十八年勤務してつた。而も司政官になつて行つた人は、自分で志願して司政官になつて行つた人はどういふ人かと言ひますと、仕事がなく何と助けてもらひたいといふ人が何人かあつたかも知れない。併し若い人たちはそうでない。大体は、やはりこのおつた役所か

ら、君辛抱していやだらうけれども、命がけで行つてくれといつて、そうして二年とか三年とかで歸してくれるのが普通だつたんですよ。それをどうも残酷な取扱だといふふうな感じがするから私はお質問申上げる。これはできるだけお改めになる考へはありませぬか。

○政府委員(三權則雄君) 私としましては、それは非常に根本的な問題だと思ひます。と言ひますのは、今のお話のように復員局でわかる、わからないといふことに立つて議論が進んで参りますといふと、或る軍人につきましては加算をつけられるじやないか。或る軍人には加算をつけられないじやないか。加算をつけられる人については加算をつけて、今まで通りの恩給を給してもいいといふような要望も、かなり強いのであります。そういうふうな問題に對する措置も私は考へて行かなければならぬいじやないか。そう考へて参りますと、やはりこれは恩給全体としての釣合ひと言ひますか、旧軍人及び遺族に對する恩給の措置として、全般の問題について考へるほかに、いと思ひます。今の確かにわかつていふんじやないかといふことについて、御議論になりますと、或る特殊の人に對しては確かにわかつていふ人もあることは肯定いたします。併し又同じような条件が……

○竹下委員(三權則雄君) たゞ一人のことを言つてゐるのではない。事例として挙げてゐるわけではあります。

○政府委員(三權則雄君) たゞ／＼そういう人も、私はかなりあると思ひます。今お話をいたしました復員して歸つて来た人については、復員局があつた

のではないかといいことである。帰つて来たとき、復員局があつたかも知れませんが、その前に帰つた人について考えますと、人事名簿を焼かれてしまつた人については、人事記録は全然ないのであります。従つて、たま／＼帰つて来るものがあつた者が得をして、早く帰つて来た者が損をしたということになります。

○竹下豊次君　そこまで行くと、七年の勤続とか何とかいうことは、向うにおつた人はすつかりわからない。証明する人は誰もない。陸軍省も海軍省もないので、復員局というものは相当に重く見なければなりません。誰が証明しますか。帰つて来た今の私の言つた二つの例で、一人の場合は元の農林省なり通産省に入つたから、その上の大臣の証明があるからいいとおつしやるけれども、陸軍、海軍は証明する人は一人もいないです。全部消滅しておりますので、七年の勤続を必ず削りますから。

○政府委員(三橋則雄君)　七年の問題につきましては在職年の履歴の調査を今から官庁におきまして、厚生省が責任官庁になつておきますので、厚生省が責任を持つて、今後調査を始めるわけでございます。その調査はあらゆる方法を以て責任ある調査をするということになつております。

○竹下豊次君　それならば、今の文官の場合においても、新たに調査してわかれたいわけじゃありませんか。同じことじゃありませんか。今からわかんない部分は調査するんだ。何万という人間を調査するおつしやるのです。今から、文官の司政官になつた場合に

はなぜ調査しないのですか、どうも何遍議論したつてわかりませんが。
○政府委員(三橋則雄君)　私は発言致します。……けれども、委員長がおられますから、いろいろ発言があるようです。次々にお答えいたした見ますと、できるだけ先生がたの御意見も伺ひまして、そうして教えて頂くことは教えて頂きたいと思ひます。

○井上知治君　成瀬委員の質問に對しまして関連しておりますから……
○委員長(小酒井義男君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君)　速記をつけして下さい。

○竹下豊次君　まあ同じようなことを繰返しても、面白くないかも知れませんが、皆様も退屈なさるであつたし、言つたが、ただ私はもうそろ／＼打ち切りまして、何でも、私は今までの御説明には、どうしても満足することができません。この後、できるだけ早い機会にお考え直しを願ひたいという希望を添へまして、私の質問を打ち切ります。

○委員長(三橋則雄君)　今の竹下委員の質問に関連いたしまして、ちよつと伺つてみたいのですが、司政官とか、或いは何かという名前のついておるのはいない軍の仕事が当時あつたわけですか、名前が全然途中でついていない軍の仕事が当時あつたわけですか、それはどういふことかといふと、スパイ行為をする特務機関の一種でございますね。これなんかは、どういふふうになりますか。

○政府委員(三橋則雄君)　只今、長島委員の御質問になりましたことは、ちよつと私はつきりわからないのでござ

います。文官でございまして恩給法上の公務員として恩給法に書いてござい。……

○委員長(三橋則雄君)　三橋局長のおわかりにならなかつた点を、もう一遍申上げますと、これは軍人でござい。……

○政府委員(三橋則雄君)　今のお話でござい。……

○竹下豊次君　ちよつとさつきの、私の聞き違ひであつたかも知れませんが、もう一遍念のために……

○政府委員(三橋則雄君)　司政官も全部軍部のほうで、軍部の職員として履歴を整理することになつておつたのであります。その履歴の整理は全きを得ております。私が軍人、軍属と申しました中には、私の言ひ方が悪かつたかと思ひますが、司政官その他の軍属の全部を一括に含めております。

○竹下豊次君　そうすると、今まで私からよく申上げておる分を、その後調査なさつて、そうして証明できるものはよくわかる時期が来るかも知れないわけですね。

のほうをお調べになりませんかと申したのは私の言ひ過ぎであります。それはどういふ意味ですか。

○政府委員(三橋則雄君)　司政官も全部軍部のほうで、軍部の職員として履歴を整理することになつておつたのであります。その履歴の整理は全きを得ております。私が軍人、軍属と申しました中には、私の言ひ方が悪かつたかと思ひますが、司政官その他の軍属の全部を一括に含めております。

○竹下豊次君　そうすると、今まで私からよく申上げておる分を、その後調査なさつて、そうして証明できるものはよくわかる時期が来るかも知れないわけですね。

○政府委員(三橋則雄君)　私はもとより、そうでござい。……

○竹下豊次君　これは、一つの洪水が起つたような状態、洪水が出たあとの整理をどこからどうしてするかということに苦心しておる状態であり。……

○政府委員(三橋則雄君)　これは、今の段階といたしましては、一つの洪水が起つたような状態、洪水が出たあとの整理をどこからどうしてするかということに苦心しておる状態であり。……

○竹下豊次君　私は先ほど申しました通り、今度の改正案に今こゝでその修正意見を申し出て通しても通しませんし、もう、又そんなことを今しようと思ひませんが、問題はもうはつきりし過ぎてゐるから、將來できるだけ一つ考慮を払つて頂きたい。これなんです、私の言ひかたは……。それを今まで聞かなかつたのですから、私の聞き違ひだつたかどうか知りませんけれども、どうもこの間からの話の行きが

○政府委員(三橋則雄君)　三橋局長のおわかりにならなかつた点を、もう一遍申上げますと、これは軍人でござい。……

○政府委員(三橋則雄君)　今のお話でござい。……

○竹下豊次君　ちよつとさつきの、私の聞き違ひであつたかも知れませんが、もう一遍念のために……

○政府委員(三橋則雄君)　司政官も全部軍部のほうで、軍部の職員として履歴を整理することになつておつたのであります。その履歴の整理は全きを得ております。私が軍人、軍属と申しました中には、私の言ひ方が悪かつたかと思ひますが、司政官その他の軍属の全部を一括に含めております。

○竹下豊次君　そうすると、今まで私からよく申上げておる分を、その後調査なさつて、そうして証明できるものはよくわかる時期が来るかも知れないわけですね。

○政府委員(三橋則雄君)　私はもとより、そうでござい。……

○竹下豊次君　これは、一つの洪水が起つたような状態、洪水が出たあとの整理をどこからどうしてするかということに苦心しておる状態であり。……

○政府委員(三橋則雄君)　これは、今の段階といたしましては、一つの洪水が起つたような状態、洪水が出たあとの整理をどこからどうしてするかということに苦心しておる状態であり。……

○竹下豊次君　私は先ほど申しました通り、今度の改正案に今こゝでその修正意見を申し出て通しても通しませんし、もう、又そんなことを今しようと思ひませんが、問題はもうはつきりし過ぎてゐるから、將來できるだけ一つ考慮を払つて頂きたい。これなんです、私の言ひかたは……。それを今まで聞かなかつたのですから、私の聞き違ひだつたかどうか知りませんけれども、どうもこの間からの話の行きが

りから、そう聞えなかつたものですから、そう申上げたのです。それじやこの後、やはりよく調査して頂きまして、その調べがついたならば、やはり恩給を復活をするということに取扱つて頂きたい。こういうふうに希望を申述べまして、一応その点はわかつたら取扱おうという御返事を得たものと了解してよろしくございますかね。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。

○政府委員(三橋則雄君) 今竹下委員の仰せられましたことにつきまして、遺族、傷病者、或いは老齢軍人その他国家の財政を考へ合せまして、そうして御要望に副い得る限りのことは致したい。そういうような考へで善処して行きたい。こういうふうに考へておるところでございます。

○竹下豐次君 もう一つ、ついでにお尋ねしたいと思いますが、これも時間の関係で長話は禁物ですから、簡単にいたしますが、昭和二十二年地方自治法施行の際に、公務員であつたものが引続いて都道府県の職員になつた場合、恩給法の附則十條に従前通り勤続するものとみなし恩給法の規定を適用されておるわけですね。ところが二通りあつて、第一に、曾つて公務員であつて二十二年五月一日現在に在職しないで、そうしてその後都道府県などの普通公共団体に勤務したもの、それから第二に、二十二年五月以降に初めて都道府県に公務員として勤務したものは、恩給法の昭和二十二年の改正、附則十條によることのできないという

ことになつて、たま／＼五月一日に在職していたか否かによつて、非常な不均衡があるわけでありまして。この問題もこれは余ほども考へなければならぬ問題だらうと思つておりますが、できるだけ早い機会に又御考慮願ひまして、やはり通算のできるように改正してもらいたいという希望を持つております。これは如何でございますか。

○政府委員(三橋則雄君) この問題は、なか／＼大きな問題だらうと思つております。根本的な問題があると思つております。その場合に一言申し上げまして頂きたいことは、地方自治制度というもののが終戦後におきまして、御承知の通り非常に變りまして、その結果地方には全く従来と變つた、自治制度が布かれることになりましたために、府県に勤めておりました職員も、従来の国家公務員から、地方の、府県の吏員ということになりました。それから又地方自治というものが強く主張されるようになりまして結果、地方は地方、国は国という別々の給与制度をとるというふうなことが、終戦直後におきまして、昭和二十二年五月一日、地方自治法ができたときの一つの考へ方だつたのでございます。併しそういういたしますと、制度の切替によりまして、府県に勤めておりました職員が、地方の吏員になりましたのに対して、いろいろ問題が起つて参りました。そうして總司令部にいろいろ交渉いたしましたして、過渡的な措置といたしまして、昭和二十二年五月一日に在職しておりました公務員につきまして、今お話のような特別な措置を講じて今日に至つて来たのであります。相当、その当時から今日まで期間も経過いたしております。

とでございますので、地方の公務員制度、それから国の公務員制度、それから地方の公務員の給与制度、それから国の公務員の給与制度、又国の公務員の退職給与制度、地方の公務員の退職給与制度というふうな問題につきましては、全般的に検討を加えた上におきまして、何らかの適當に措置するべき問題になつて来はしないか。こう思つておるのでございます。竹下委員の仰せのごとくに、地方の公務員、国の公務員を通じて一つの制度ができるということとは、これは望ましいことかと思つておりますが、併し又必ずしもそれを歓迎しないような所もないのではないと思つております。例えば、或る所におきましては、国家公務員よりも非常によい退職給与制度を持つておる所もあるやうです。そういう所に勤めておる者には、国の退職給与制度による場合と比較いたしますと、よりよい退職給与が給されるやうでございます。かかるところに勤めておる者は、統一的制度を必ずしも喜ばないということになつて来はしないかと思ひます。これは国の制度を作る場合考へなければならぬ問題であり、この外にも問題が少くないのじやないか。こう私は思つておるのでございます。竹下委員のおつしやることもよくわかりますので、今後研究いたしますが、そのときの有力な参考にしてみたいと思ひますが、直ちに先生の申されるやうにいたしますというところについては、これは短時日にはできない事情がございます。今後の研究に待つべきものが少くないと思ひます。こういうことで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○竹下豐次君 この問題は、おつしや

るやうになか／＼複雑な問題でござい

(速記中止)

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

○野本吉吉君 ちよつとお伺いしま

○政府委員(三橋則雄君) かなり減つ

○野本吉吉君 厚生省で従来扱つてお

○政府委員(三橋則雄君) 旧軍人のか

たかた／＼の大部分は、今度この恩給

○成瀬權治君 これは、先ほどの竹下

から、そういうようなことは、内地な

ております。私は今の竹下委員の質問

もそうだと思う。ところが、そうやう
たらいじやないかという質問に対し
て、あなたの答弁では、財政というこ
とが一つあると言われる。だからそう
いうことは、今財政というものが許さ
んから努力せんということに聞きとれ
る。それでは私は非常に遺憾だと思
いますが、最善の努力をされるかどう
かという点をお聞きしたい。

○政府委員(三橋則雄君) 成瀬委員の
質問にお答えいたしますが、私が予算
の事を申し上げましたのを一部だけお
聞きになつての話かと思ひますが、私
は前提として申し上げましたのは、今度
の措置をするに当りましては、何として
も今日の脆弱な国家財政の下における
措置でございまして、遺族、傷病
者、それから老齢軍人のかたへに対
するそれらの施策に重点を置いて、
それから若年の退職者に思いをめぐ
して、措置するということが一般の考
え方であり、又それが今度の法的措置
の前提になつておることを考へて申上
げたのであります。そういうところか
ら考へて参りますと、遺族のか
たがたにつきましても、いろいろの点
につきましても、不平不満の点を伺つ
ておりますが、それにしてもこの案で
も相当金のかかるわけでありまして、そ
ういふ遺族のかたへに對しては、こ
の法案でも相当金がかつてもなお満
足が得られないのです。又老齢者のか
たの要望も聞かなければならないので
す。こういう場合において、この七年
以下の僅かな、僅かと言つては誤弊が
ありますが、七年以下の在職につきま
して、その在職年数の通算によつて利
益を受ける人は、一休傷病者なのか、
遺族なのか、或いは昔の老齢者のかた

か若い軍人であつたかたか。こういう
ことを考へますと、この通算によつて利
益を受けられるかたへは、遺族、傷
病者というようなかたではないと思ひ
ます。御承知の通り、遺族のかたへ
は、その大部分の方々は、在職年数が
十二年、十三年以下で亡くなられたか
たの遺族が多いのです。傷病者の方も
そうです。そういうようなかたは、在
職年数の如何にかかわらず、十二年、十
三年として取扱つております。そうい
うことになつておることを考へます
と、今のお話のように通算をするこ
とによつて利益を受けられるという方
は、短期在職の若年の人ではないかと
思ひます。これは比較的の問題でありま
す。必ずしもそういうかたばかりとは
限りませんけれども、比較的にそうい
うかたが多いのであります。そういう
ことを考へまして、短期若年在職者
のかたへにつきましても、従来の規定
について考へ直さなければならぬとい
うことを先ず考へたのであります。

それからその次に、事務をとりま
す場合のことを考へますと、何と申しま
しても、公平にして正確に迅速に処理
される措置について考へて行かなけれ
ばならないのじやないかと思ひます。
公平、正確、迅速ということから考へ
ますと、かかることを求めることが比
較的困難な場合には、そういう措置
は、どうしてもとり得ないことになら
ざるを得ないと思ひます。そういう点
を考へて見ますと、書類がなくて、そ
のため事務をとることに困難を感じる
ような措置につきましては、これを避
けて、そうでない措置について考へざ
るを得ないと思ひます。そういう観点
に立つております。

これを要するに、この恩給法の措置
の根本になつておる考へ方、措置の前
提になつておる考へ方、それから今最
後に申上げました考へ方、これらを結
合いたしました結果が、御指摘になり
ましたような、短かい在職年のかたが
たにつきましては、一応この恩給給を
我慢して頂くような結果にならざるを
得なくなつたのでございまして、ただ単
に年数ばかりを考へて、それだけで措
置したいというわけではないのでござ
います。

○成瀬補治君 そうではなくて、私は
今言う文官というのですか、今の言葉
で言うならば、国家公務員に相当する
人が外地から引揚げられた場合に、直
属長官と申しますか、証明がもらえな
い。そういう人たちが恩給が切れてお
る人があるわけなんです。そういう人
は気の毒だと思ふのです。そういう人
に私は或る機関というものがなくて
も引揚げて来た同僚の中において証人
が立つと思ふのです。だからそういう
人には私は漏れなく差上げられたら差
上げたい。こう思つておるわけです。

○政府委員(三橋則雄君) 内地の官公
庁の職員の中には、外地に行つておつ
て引揚げて来たものもありません。そ
ういふ人々につきましては、全部内地の
官公庁においての職員と同じように取
扱つておるのであります。今問題にな
つておりますのは、陸海軍の職員の中
で軍人ではなかつたが、軍属であつ
た、そういう人々の問題でございまし
て、そういう人々の身分上の取
扱ひは全部陸海軍省でやつておつた
のであります。そういう人々の取扱ひ
でございまして、各省から外地に行つ
ておつて歸つて来た人々につきまして

は、全部、今成瀬委員の御質問のよう
に処理いたしております。

○成瀬補治君 それから恩給について
掛金があるわけですね。軍人恩給の掛
金でできたのはいつ頃からでしたか。

○政府委員(三橋則雄君) ちよつとは
つきりと私は覚えておりませんが、文
官につきましては、それ以前は遺族扶
助料ができた時ですから、勿論大正年
間でございますが、そのときには軍人
につきましては納金の制度はなかつた
と思つております。納金の制度がとら
れましたのは、何年であつたかといふ
ことは、ちよつと覚えておりませんが、
かなり後でございまして。

○成瀬補治君 私が質問したのは、一
応納金制度ができたといふことについ
て、何か初めは軍人はなかつたのだ
が、付いて来たのです。ですから武
官と文官は私は恩給が一緒だといふ
文官がついておる。軍人も当然付な
ければいかんといふたような御意見も
あつたと思ひますが、初め軍人関係は
ない。文官関係はある。少し私はやは
り物の考へ方は違つておつたろうと思
ひます。それが軍人にも出て来たとい
うと、考へ方が違つて来たのか、単に
財政的に變つて来たのかどうか。そん
なようなところが参考として知りたい
と思つたのです。

○政府委員(三橋則雄君) 財政上の理
由からだとは思つております。と申
しますのは、これは私が間違つてお
りましたら又訂正いたしますが、旧軍人
のかたへに納金の制度ができたのは、
たしか昭和八年じやなかつたか
と思ふのです。昭和八年には恩給法の
改正が行われております。大正十二年

に恩給法ができたのでございしますが、昭
和八年に改正をいたしました。その昭和
八年の改正のときは、即ち普通恩給の年
限が一般文官等は十五年でございまし
たが、十七年に延長されました。そう
いふように片方においては恩給の金額が
殖えることを阻止しますと共に、納金
の額を一般の方については倍にいたし
ますと共に、旧軍人のかたに對しまし
て新らしく納金を取るようになつた
と思ひます。それでできたところの財政
の余裕によつて、傷病者、遺族扶助料
等の恩給の増額の措置をしたというふ
うに思つておるのでございまして、特
別な考へ方もあつたかと思ひますけれ
ども、その当時のことを考へて見ます
と、財政上の理由から来ていたのじや
なからうかと思つております。

○委員(小酒井義男君) ちよつと速
記を止めて。
午後四時三十六分速記中止

午後四時五十六分速記開始
○委員(小酒井義男君) 速記を始め
て、はかに御発言がないようです。す
が、質疑は尽きたものと認めて御異議
ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(小酒井義男君) 御異議ない
と認めます。
それでは、これより討論に入りま
す。御意見のおありのかたは、それぞ
れ賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。なお修正意見がございましたら、
修正案文の朗読と修正理由の御説明を
願ひます。

○松原一磨君 私は、各派を代表して
修正案を提案いたします。先ず朗読い
たします。

恩給法の一部を改正する法律案
に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律案の
一部を次のように修正する。

附則第四條、第六條第二項及び第
七條中「六月」を「八月」に改める。
理由を申述べます。

今回の恩給法一部改正案は歴大なる
元軍人の諸君の労に報いるために、
特に恩給法には軍人という文字はな
い。改正案の本案にも、軍人という文
字はない。新憲法下に軍人はないので
ありますが、それにもかかわらず過去
の忠誠な軍人の労に報いるために、特
に恩給法を改正し、附則によつて新た
に特例的な元軍人の諸君の恩給の一部
をば復活するようになったのでありま
す。この点につきましては、あとで改
めて私は討論いたしたいと存じます
が、この改正によつて、軍人諸君の加
算、加給等が大幅になつたことは
誠に氣の毒でございますが、これにつ
きまして恒久的に今後在職する現役の
公務員及びこれに準ずる諸君の今日ま
で持つておつた既得権である加算、加
給等が影響を受けますので、できませ
ることならば、この人々の加算、加給等
も今後の研究に待つて合法的に処理い
たしたい。給与の面においてこれを補
うか、或いは恩給面においてこれを補
うかは後の問題としますが、いずれ
最近に人事院から公務員退職年金法と
いう恩給法の修正の勧告があることに
なつておりますので、これがやがて通
常国会には恐らく具体化して提案せら
れるものと思ひます。非常に遅れてい
るのであります。昭和二十三年以来の
問題が今日まで遅れているのでありま
して、誠に遺憾千万であります。漸

くここに曙光を見ようといはして
のでありますから、この促進をかねて
この中に合法的にこの処理を任せたい。
そうしますと、恐らく新
恩給法というものは昭和二十九年四
月一日から発足になりはしないかと思
う。さうな意味におきまして、これ
に接続するためにこの改正案の一部を
ば三月三十一日まで延長し、この現行
の加算加給等の条件の下に年度末に退
職せられる諸君の便宜を図ることが
適當であろう。かような意味から、修
正の提案をいたした次第でございます。
御賛成を願ひます。

○成瀬權治君 只今議題となつてお
ります衆議院送付の政府原案並びに修正
案を含めまして反対いたします。

反対の理由の第一点は、MSA援助
を日本が受けるか受けないか、MSA
援助によつて日本の国がどうなつて行
くかという点、こうしたとき、或
いは政府が憲法第九條の解釈におきま
して、ジェット機を保安隊が持つても
それは戦力でない。或いは保安隊が国
連の關係理事會の決定によつて海外出
兵しても、それは憲法違反ではないとい
うようなふうな解釈をとつていろいろ
なときに、今回の、軍人恩給の復活とは
表面には出しておらないけれども、事実
復活でございます。こうしたことが、
又日本の青年諸君或いはさういふ人た
ちに関連する人たちが、美しいスローガ
ンの下に私は利用されはしないか。政
府の意図はさういふところにありはし
ないか。さういふふうな考えまして反
対をするものでございます。

第二点といはしまして、同じ軍人の
中におきまして、特に今次戦争に参加
した旧軍人の中におきまして、非常

に不公平がある。一例を申しますなら
ば、加算の打切りによりまして、失格者
が約四百四十万あるというふうな開いて
いるわけでございまして、この四百四十
万に近い人たちがどういふ人たちであ
るかというところを考へてみるならば、
さういふ人たちは、農民の或いは中小
企業或いは労働者の子弟のみであつて、
而もはがき一本によつて応召された人
たちである。さういふ人たちは、一
時資金も何もなくて振り切つてしまつ
て顧みないというふうなことは、私は
このことによりまして、この法律が施
行されることによつて、必ず不平不満
というものが起きて来ると思ひます。

政治は私は公平を旨とすべきが最も大
事な点だと思ひます。従つて本案は
非常に不均衡であり、不十分であり、瑕
だらけな法案である。又まづい法案で
あると思ひます。これは反対の第二の
理由でございます。

第三点といはしまして、今次戦争の
犠牲者は、単に私は旧軍人や旧軍属のみ
ではないと思ひます。例へば國家總動
員法案によつて青紙応募された人たち
や、いわゆる戦災死した人たちや、或
いは戦災によつて犠牲を受けた人や、
それがために病氣になつた人である
か、或いは外地におつて資産を残して
来た人たち、いわゆる在外資産の問題、
或いは戦時公債の打切りであるとか、
或いは農地解放によるところの受けた
被害であるとか、或いは補償の打切り
であるとかいふように、私は今度の戦
争によつて、或いは学徒動員、或いは
挺身隊、或いは無給軍属といわれる船
員のことを考へればきりがない、さう
いふ人たちのことを後述にして、單
に旧軍人、軍属關係のみを見るという

点は私は非常に遺憾だと思ひます。こ
の点が反対の第三の理由でございます。
以上申しましたように、どの点から
考へましても、さうしたものに對し
て、我々は反対でございます。併し私
たちはさうして單に反対だけを言うわけ
じゃございません。私たちはさういふ
不幸な人々を救うには、何と申しま
しても社会保障制度といふものを確立
しなければ、さうした人たちの問題は
根本的には解決されない。殊にさうい
ふ人々をさういふよくするのために、さ
ういふもの確立を急務とする次第でござ
います。

○長島銀藏君 本員は、自由党を代表
いたして恩給法の一部を改正する法律
案に修正箇所を含めて賛成するもので
あります。

私は現段階においては、本当の氣持
を端的に表現すれば、むしろ老軍人並
びに遺家族に對する恩給法の制定は遅
きに失した憾みがあると思ひます。さ
うして、西ドイツにおいては、當時我
々が國と同様の占領下にありながら、す
でに千九百五十年、即ち今をさる三、
四年前において、遑早く恩給法が制定
せられたのでありまして、この点から
申述べますならば、遅きに失した憾み
があると言へるのでございます。併し
ながら政府におかれましては困難なる
財政下において、よく軍人遺家族の氣
持を察せられまして、不十分とは申せ
多額な予算を定められましてことに對
しましては敬意を表するものでありま
す。併しながら決してこれで満足する
ものではないとせん。国力が回復した
暁と申しましようか、財政面が多少で

もよくなりました場合は無論のこと
であります。陳情、請願その他に現わ
れていくごとく、國民各位の要望を十
分に取入れまして速やかなる改正を要
望いたしまして、本法案に賛成をいた
すものでございます。

○松永義雄君 私は、只今提出になり
ました修正並びに修正部分に賛成し、修
正部分を除いたその他の部分について
賛成いたすものでございます。政府の
原案は実に遺憾至極なものであるわけ
なのであります。幸いにして極めて不
満足であります。衆議院において修正
せられて當院に持ち込まれて、更に本日
ここにこれまた極めて不満足でありま
すが修正を見た、このことは、私どもと
しましては幾分でもその法案の中へ社
会保障という氣持を織り込んだもので
あると思ひます。ただ強く希
望申上げておきたいことは、當委員會に
修正になつた部分でございますが、この
不均衡状態に同情する、それは單にセン
チメンタルな感情の点ばかりではなく
して、實際勤続年限、恩給権の発生する
年限に達するまでに、その業務の性質上
勤めることができないほどに体を傷め
られる、この事実であります。でこの事
実は、恩給法を無視するといふなら、そ
れはよいですが、恩給法を認めて与える
といふならば、与へて上げられるやうな
建前にして行くのが本當ではないか。

ただ前に描いたお餅を並べてみたつて
何にもならないのでありまして、實際に
その業務の性質上如何なる人でもその
業務に携われば、ただ一般の、具體
的に言へば十七年までに達する人は少
い。さういつた状態そのものを考慮と
いふか、これは當然考へなければなら
んといふことであるのであります。

それ故に、先ほど副総理の言われた機械的にこれを改めた結果、極めて不合理な恩給の精神に副わないような結果を生ずるので、これができたというところは、これは何としかつて否定しがつたのであります。この問題はいつまでも残つて行くのではないかと、この点を私は力説いたしておきますと同時に、先ほど副総理の言葉もありました。これは一片の言葉として私は耳にしたのではないので、私としては、この点は当委員会においても殆んどのかたは、皆さんにおいても認められておると思ひます。原案を提出した政府においても我々は責任を負うべきものであるという事を考へておきます。

以上の趣旨を以て、ここに提案になりました修正並びに修正部分に賛成し、修正部分を除いたその他の部分について賛成したものであります。

○竹下豊次君 私、先ほど提案されました修正案を含む原案に賛成をするものであります。併し私は、その案が本当に完全にできておる。欠点のない法案であるからという理由を以て賛成するのじやありません。かなり条文も多く、むずかしい書き方の法案であり、むずかしい書き方の法案を見出すことができるのであります。或る部分には不公平である。或る部分は又無理であるというような点が散在しておるに思ひます。併しながらこの案をお作りになりました政府当局の今日までの御苦心とお骨折も又一面から理解せざるを得ないのであります。

さきに恩給法特例審議会ができました前のこの委員会におきまして、やがて成立すべきこの審議会にそのうち何人か旧軍人を入れるか入れないかとい

うことに対する質問に対して、その当時の官房長官保利さんであつたかと思ひますが、はつきりした御答弁ができなかつた。いろいろ考へておられますが、まあできるだけ希望に副うように考へてみたいと思ひますというくらい、の、あいまいな答弁であつたのであります。その当時の政府のお答へとして又止むを得ない事情があつたのかと思ひます。と申しますのは、思想的にこの軍人恩給復活の問題につきましては、社会的に相当広い部面で反対の意見もありましたけれども、当時の政府としては、そうはつきり旧軍人を入れるというお答へはできなかつたのだらうと思ひます。その後この提案がこの前の国会に出されたのを審議する際におきまして、又この国会におきまして、政府当局の御説明によりまして、四百五十億の予算で制限されておるといふことを一点張りと言つてもよいくらいに、その点を主張されて、思想的な問題などお触れになつておられますけれども、これはやはりその点も、相當に氣兼ねが政府ではおありになつておるのではないかと。若しその氣兼ねがなかつたならば、四百五十億より、もう少しよつと大きい予算をお組みになつておつたということも私は想像されたいではないと思ひます。いろいろな事情で御苦心になつておることはわかつておりますが、そこに非常な無理があるので、でき上つた法案というものの理想にはできていない。で普通の場合でありましたならば、私はこの原案をこのまま通過するに賛成するといふふうな氣は持ち合せてはおりません。

併しながら関係者数百万、一千万に及ぶくらい多数の人が、本當に生活に喘いでおられるというふうな現状を見ますときに、欠点があるからと言つても、それを振り潰すわけには参りません。もとより否決するわけにも参りません。欠点があるといふことを承知しながらこれに賛成しなければならぬ。我が々の立場は実に苦しいのであります。併し私はとにかく十分ながら、これでこの際何とかして救済してもらいたいという声を頻りに聞きますので、本案に賛成するのであります。不公平だとか、或いは不均衡だとか、無理があるといふことを申しましたが、それは加算制度廃止の問題にしても、通算制の沿革にしても、そのほか数えればたくさんあると私は確信しております。私はこの際政府が、できるだけ早い機会において、国民多数の旧軍人及びその遺族といふものの立場、その希望、その状態などを御覽になりまして、できるだけ早い機会にこの改正案文を急いで頂きたいといふことを特に申し上げなければならぬ次第であります。

希望を附しまして、そうして本案に賛成いたします。

○松原一壽君 修正案を除いたる部分の賛成意見であります。私は改進黨を代表いたしまして、本案に賛成の意見を述べます。修正案に対する賛成は先刻申し上げておきました。本法が如何にも不満の点があることは、他の諸君からお述べになつたことと同様であります。併しながら過渡的に見て、日本の現状から万止むを得ないもののあることを承認して、遺憾ながらこの程度において賛成せざるを得ないものであります。参考人の意見、その他反対者の意見の中には、一律平等な社会保障制度の論議の上に立つての御反対がありますが、私はこれには左祖することはできません。それは将来の理想であつて、今日の社会は、平等的社会にはできておらんのであります。この現実の上に立つて、将来の理想に合わないからと言つて、現実を否認する態度を政治家はとることはいけません。又軍人のない今日に、現行憲法下で以て再軍備の意図を持つようなこの種の立法には賛成しがたいといふことも一応は聞えますが、私はこれにも賛成することはできません。私は再軍備の反対者であります。又現行憲法下においてはできないといふことを固く信じておるものであります。併しながらこの祖国といふものを、民族国家といふものが、その國を危くするといつたような場合における自衛といふものは、これはもう当然の行動であつて、ここに祖國を護り、そして民族国家のために忠誠を尽すといふ軍隊を持つことは、私は極めて大切なことであり、過去において、これによつて立つて来たのであります。私は現行憲法の下においては、再軍備を認め得ないものであります。が、自衛のために国民が素手でも立上るといふ考え方を否認するものではございません。かような意味におきまして、日本の國を危くした軍閥の専横によつて、国民に不幸を与えた元兇の人々に対しては、これは断じて許すべからざるものを持しますが、併しながら忠誠な日本の軍人として本分を尽した人々に対し、顧みてこれを侮辱することを私は許さない氣持を持つてゐるものであります。共產主義の國における赤軍といへども、共產主義の國を護るためには、忠を一途に尽すはずのものであると思ひます。私はさうな意味におきまして、日本民族が過去の悪夢に対する手厳しい反省を行なつて作つたこの現行憲法を重んじます。併しながらかく申しても、過ぎ去つたあの責任を出征軍人のみに負わせるということは許されたいと思ひます。軍人が弱くて負けたのでは断じてありません。国力が乏しくて負けたのであります。為政者が誤つたのであります。その為政者の罪を出征した従軍の軍人に負わせて、今こずきまわすような態度に出ることをとらないものであります。

今回のこの恩給法の一部改正によつて、誠に不満足ではあります。一応、こつちの結果になつてゐると私は信じます。改進黨は、かねて加算、通算等をも強く要求したのであります。が、これは成立いたしませんでした。従つて、百数十万の従軍者の期待を裏切つたことについては遺憾であります。が、上等兵以下の仮定俸を兵長の線に上げることによつて下に厚くした、こつち若干の希望が実現いたしてあります。又傷病軍人に対しては、七項以下四款を年金として活かして、さうしてその範圍を拡充した。遺族のかたがたに対しては、期待をもつておられた遺族の扶助料は、全部網羅することができたのであります。更に大きな期待をかけておりましたが、普通恩給の受給者に対しては、老齡者のみが救われて、多数の者がこれに洩れたことは遺憾でありますけれども、老齡者を救ひ得たといふことは、私はこの獨立し得たる苦しい現在の日

本の財政としては、先ず満足せねばならぬまいと思ひます。不備の点は少くないのでありますから、国力の漸増に従つて、更に報い得る政治をば考えなければならぬと思ひます。

なにお当局に希望しますことは、八カ年間の空白によつて、罪なき人々が今日まで困苦のどん底に泣かされて参つたのであります。これを償うために、どうか事務を極めて簡素に且つ親切に、そうして急速に推し進めになつて、一日も早くこの制度による救いが実現しまするようにお進めを願ひたい。更にこの際、別個の構成による公務員退職年金法を促進して、そうして恩給亡國論などの声の起らないように、これは今度のこれまでの悪夢の清算として一応のピリオドを打ち、新たな構想の上に退職公務員その他の関係者に、安んじて職務をとつて行けるような制度をば実現することに努められることをば切望いたしまして、私の賛成意見といたします。

○野本品吉君 私は、修正案及び修正を除きました原案に対しまして、賛意を表するものであります。なお若干所見を申述べておきたいと思ひます。

いろいろ議論もあるようでありますが、少し理窟つぽく考えますというのと、終戦から二十一年の二月一日の恩給法の特例に関する云々という大々勅令の出てくるまでは、恩給法は生きておつたと私では考えております。それから昨年の四月の二十八日の独立と同時に、これも又又生き返つたと考えられると思います。それを二十七年の六月の二十日に恩給法の特例に関する件の措置ということとで、今日まで延ばして来た。かような推移を考えますというのと、この間、旧軍人

軍属の皆様が、いろいろ要望されました。気持ちも十分理解し得るわけでありました。それから再軍備に繋がるというような批判もあるようであります。これは別に言わせますというところ、この法律の

過去に属しております旧軍人軍属を、將來永久に続く公務員を對象とする恒久に再軍立法の中において扱つたところに再軍備に繋がるがごとき印象を与えたという事実上のつたなさがあるように思うわけであります。そこで過去のこととは別といたしまして、將來の問題といたしまして、この際申しておきたいと思ひますことは、先ほど来いろ／＼御意見があつたようでありますが、大正十二年の恩給法の集大成以來、今日までに至ります恩給法の改正、修正は、数十回をもつて数えられると思うのであります。この間に自然と、悪く言つてばつぎはぎのような状態になつて参つております。ここにいろ／＼解決しなければならぬ問題があらうと思ひます。

もう一つは、人事院が国家公務員法の規定するところによつて、新しい年金制度についての勧告をしようとしておる。一方社会保障制度審議会からは、恩給制度に關しまする各種の意見批判が出ておる。かようなことを總合して考えますという、恩給制度の問題、年金制度の問題は、今や根本的に、全面的に再検討されて、そうして合理的な妥当な年金制度を打立てなければならぬ段階に達しておると思ひます。が、この点は、特に考えなければならぬと思つております。

第二の点は、これはいささか皮肉の

ようでありますけれども、私は財政の
状態、或いは国民感情というような表
現を濫用しないようにお願いしたいの
でございます。特にこのことを申しま
すのは、かような言葉の濫用が、やや

の恩給制度に對しまして、不安感を持たせる。この幾百万の公務員が、權利としての恩給制度に頼ることができないうちという氣持になりますという、これは公務員の勤務成績に非常に大きな影響を及ぼして来るのでありまして、私は國民感情を無視せよというのではありませんけれども、濫用しないようにということをおこす。

それから第三の点は、今度の一部改正の法律の機械的な適用によりまして、不健康業務、或いは危険業務等にて、適当なる者の処遇といたしましては、適当でない部面が現われて来ておりますことは、私どもだけでなしに、すでに参議院の運輸委員会、全員、人事委員会、全員がこれを確認されまして、本委員会に申入れをしておる。このことに關

しましては、先ほどの緒方副総理の御
答弁の次第もありますので、お互いに

十分検討を加へまして、機械的な適用から起る弊害の除去に対しましてできるだけ努力しなければならんと思ひます。

終りに、前討論の皆さんから申しましたように、大卒の雲霓を待つようなべきの該當者に対して、一日も早くこの制度の恩恵と申しますか、恵みに潤うことできるように事務処理の迅速化ということを重ねてお願い申上げておきます。

以上申し上げまして、私の討論を終ります。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御発言もないようですから、討論は終わつたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（小酒井義男君） 御異議ないと認めます。

それではこれより恩給法の一部を改正する法律案について採決いたします。先ず討論中にありました松原君説明の修正案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長（小酒井義男君） 多数でございます。
います。よつて松原君説明の修正案は

可決せられました。

次に、只今採決を終りました修正案にかかわる部分を除き、衆議院修正により送付された恩給法の一部を改正する法律案全体を議題といたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの舉手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 多数でございます。

います。よつて本案は多数を以て修正議決するものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、先例により委員長に委任せ願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは本案を可とされたかたの御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

長島 銀藏	上原 正吉
松原 一彦	松永 義雄
井上 知治	重宗 雄三
竹下 豊次	野本 品吉

○委員長(小酒井義男君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れないと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 次に、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由

○上原正吉君 昭和二十七年十月三十

一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案につきましては、質疑及び討論を省略いたしました。直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者

多数意見者署名

竹下 豊次 重宗 雄三
井上 知治 成瀬 幡治
松永 義雄 野本 品吉
松原 一彦 上原 正吉
長島 銀藏

○委員長(小酒井義男君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 次に、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案を議題といたします。

○野本品吉君 私はこの際、この法律案の採決に先立ちまして、この法律案によりまして救われますと申しますか、望みを遂げられます多数の沖縄の戦線におきまして戦死者に対する慰める意味におきまして、当時の亡くなられたかたの数その他について申上げたいと思いますが、お許し頂きますか。

○委員長(小酒井義男君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

別に御発言がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それでは討論に入ります。

○野本品吉君 戦争の最終段階におきます祖国防衛の最後の瞬間に、多数の南西諸島の公務員の皆様、身を以て国に殉じられましたことにつきまして

は、皆様御承知の通りだと思ひます。

私はこの法律案の可決に先立ちまして、小学校教員として戦死された五百二十九人、文官待遇の警察官、中学校教員等の身分にありまして戦死された五百二十人、これらの人の霊に對しまして心から敬意を表してこの案に賛成を表するものであります。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御発言がないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案について採決をいたします。

本案を、原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致と認めます。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告等は、前例により委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

本案を可とされたかたの御署名をお願いします。

多数意見者署名

竹下 豊次 重宗 雄三
井上 知治 野本 品吉
成瀬 幡治 松永 義雄
松原 一彦 上原 正吉
長島 銀藏

○委員長(小酒井義男君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○上原正吉君 本案につきましては、質疑並びに討論を省略いたします。直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 総理府設置法の一部を改正する法律案については質疑討論を省略して、採決に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 多数でござります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、先例により委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それでは本案を可決されたかたの御署名をお願いします。

多数意見者署名

竹下 豊次 重宗 雄三
井上 知治 野本 品吉

以上、御報告申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 只今の委員長報告に對して御質問ありませんか。……御質問はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御意見ありませんか。……それでは別に御意見はないものと認めて、只今の委員長報告を承認することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは、全会一致を以て承認をされましたが、本会議における委員長報告は御一任を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは、請願、陳情に関する小委員会の報告は全会一致を以て決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後五時四十五分散会

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、軍人恩給復活に関する請願(第二六九五号)(第二八〇二号)

一、軍人恩給に関する請願(第二七八七号)

一、軍人恩給復活等に関する請願(第二八一〇号)

一、恩給改訂に関する請願(第二九三五号)

一、傷い軍人の恩給復活に関する請願(第二九七八号)

一、傷い軍人の恩給復活等に関する請願(第三〇三二号)

一、軍人恩給復活に関する陳情(第三四一号)

一、軍人恩給に関する以外のものであり、行政機構改革に関する重要問題として、これを採択いたしましたのであります。

○委員長(小酒井義男君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

〔速記中止〕

次に、請願陳情に関する小委員長の報告を議題といたします。

○松原一彦君 私は本日午前中に開かれました小委員会にて互選の結果委員長に選任せられましたので、請願陳情に関する小委員長としての報告を申上げたいと思ひます。

今二十九日午前小委員会の審査の結果、請願九十七件、陳情十七件のうち、採択して内閣に送付すべきものと決定いたしましたものは、お手許に配付されております。請願、陳情一覽表について申上げますと、請願の一、三、四、十、十三、十五乃至二十一、二十三及び二十五の計七十四件、陳情の一、二、四及び五の計九件、今回内閣委員会に付議されました請願、陳情の大部分は、軍人恩給の復活に関するものでありまして、これらの請願、陳情のうち、恩給法の一部を改正する法律案が成立したのも、なお懸案として残る問題に関するものは、今後政府においても、なお引続き研究を要するものとして、これを本会議に報告して内閣に送付すべきものと決定したのであります。

第二六九五号 昭和二十八年七月十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 和歌山県田辺市新屋敷町 加藤喜見外二百四

紹介議員 徳川 頼貞君

軍人恩給の復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)第七項増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者、獄死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)在職年通算については引き続き勤務したことの条件を削除すること、(六)恩給金庫を設ける等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二八〇二号 昭和二十八年七月二十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 大阪府枚方市大字中宮 九九〇 伊藤保生外二百七十五名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二六九五号と同じである。

第二七八七号 昭和二十八年七月十八日受理

軍人恩給に関する請願

請願者 兵庫県三原郡沼島村二二八二 北野くによ二

紹介議員 梶原 茂嘉君

戦時中の兵役服務者にして空襲の間接被害により病死した者に対し、これを公務死と認定するか、もしくはあらたに準公務死の名称を設定して、これら悲運の犠牲者に対し慰霊の方途を講ずるよ

う恩給法を改正せられたいとの請願。

第二八一〇号 昭和二十八年七月二十日受理

軍人恩給復活等に関する請願

請願者 宮城県庁内宮城県連合遺族会内 高橋進太郎

紹介議員 高橋進太郎君

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に当つては、(一)父母、祖父母の年令制限を撤廃すること、(二)二柱以上の戦没者の遺族には柱数ごとに年金を支給すること、(三)父母、祖父母が再婚しても受給権を失わないこと、(四)弔慰金は昭和二十二年七月七日以降の戦没者遺族にも支給すること等を勘案して旧軍人恩給復活法案とともに本法一部改正案がすみやかに国会を通過するよう善処せられたいとの請願。

第二九三五号 昭和二十八年七月二十一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 鹿児島市武町一、六三〇 上原種豊外五千二百八十四名

紹介議員 佐多 忠隆君

昭和二十八年年度予算案に文官恩給のスライドアップ所要経費が計上されたが、本措置の所要経費十三億円が突如として削除転用されたことは納得ができないところであるから、すみやかに恩給の比例増額予算を復活せられたいとの請願。

第二九七八号 昭和二十八年七月二十一日受理

傷い軍人の恩給復活に関する請願

請願者 愛知県愛知郡幡山村大字本地 矢野敬

紹介議員 山本 米治君

傷い軍人の恩給復活に当つては、(一)七項症および一級症から四級症までに対し増加恩給ならびに傷い年金を復活支給し、目症者に対しては傷い年金を増額再度支給すること、(二)七項症以上の者に対しては生活を補償するよう支給額を決定すること、(三)家族加給は現在の家族数に対して支給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇三二号 昭和二十八年七月二十一日受理

傷い軍人の恩給復活等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡長久手村 熊張 栄田鏡外一名

紹介議員 草葉 隆國君

傷い軍人の恩給復活に当つては、(一)七項症および一級症から四級症までに対し増加恩給ならびに傷い年金を復活支給し、目症者に対しては傷い年金を増額再度支給すること、(二)七項症以上の者に対しては生活を補償するよう支給額を決定すること、(三)家族加給は現在の家族数に対して支給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三四一〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 山形県北村山郡富本村 石川善夫外七十名

軍人恩給復活に当つては、(一)遺族扶助料中下級者は公務員の恩給と均衡を保持するため最低月額三千円とする、(二)第七項第一乃至第四款症を年金とし第一、第二目症に一時金を支給すること、(三)普通恩給所要最長在職年に達しない予想資格者に限りとりあえず従軍加算を認めること、

(四)文武官在職年通算については数回にわたり召集されたものと連続服務したるものとを区分することなく恩給の基礎在職年算定に関する「引続き七年以上」の制限を削除し召集召のため勤務断続したる服務年月を通算すること、(五)軍人の階級を六段階に圧縮することは不当であるから、現法の文官の六十段階も改正すること、(六)昭和二十八年四月一日にさかのぼつて支給すること、(七)恩給金庫を設置すること、(八)遺族扶助料を父母再婚したる場合にも支給することに改正すること、(九)戦死者が戸籍上の孤獨者であつても幼少から養育し、かつ目下仏の供養を為している者に対しては扶助料を支給することに改正すること、(十)文官との不均衡を是正すること等の措置をとられたいとの陳情。